

がっこの会による医療化批判と本質主義批判

高橋 沙 希

はじめに

本稿は、教育を考える会¹⁾の実際の活動とその理論、および会の中心人物であった渡部淳²⁾の理論を明らかにしようとするものである。

「教育を考える会」(以下では、会の通称であった「がっこの会」を使用する)は、1970年11月に「就学問題に悩む親の会準備会」として発足し、1月、2月と毎月一回、話し合いをしたことから始まる。参加者は、子どもや親であった。しかし、準備会を開催するうちに、「学校へは、こちらに入る権利があるのであり、学校側は、受け入れる義務こそあれ、断る権限がない」ため、就学は問題ではないということ、学校で行われている「教育」は何かということを問題にするべきという方向に変化していったという³⁾。

がっこの会では、月一回の例会を開催するなかで、大きく分けて二つの主張を展開していく。第一に、就学時健康診断を反対するという。第二に、「障害児」は存在しないということ。議論を先取りするならば、前者は医療化批判、後者は本質主義批判という近年の理論で理解することができるだろう。がっこの会は、こうしたラディカルな主張をもとに、関東地区における就学運動の先駆けであったと同時に、その展開にも大きな影響力をもった⁴⁾。

そのなかで中心的人物であったのは、渡部淳であった。1965年より国立小児病院心理検査室に勤務していた渡部は、患者に対して行っていた知能テスト等に対して疑問を抱いていた。そうした疑問に呼応するかたちで、がっこの会の活動および理論は発展していった。渡部が会を組織するきっかけとなったのは、自閉症児との出会いであった。日本では、1952年に「レオ・カナーのいわゆる早期幼児自閉症の症例」というタイトルで出された学会報告が自閉症児第一号であると言われている⁵⁾。それをきっかけに、日本児童精神医学会等で自閉症児に関する報告や論文発表が重ねられていた。こうした時代背景

のなかで、国立小児病院に就職した渡部は、長期入院を余儀なくされていた子どもたちと出会った。その子どもたちが抱えていた問題の一つが自閉症だった。そこで、渡部は次のような親の想いを知る。

私の子どもはいわゆる自閉症と呼ばれる子どもの一人でございます。(中略)どんな理由かは判りませんが、毎月毎月治りもしない薬を出しつづけてきた医者、診療、そういうものを許している医療・医学とはどのようなものなのでしょうか。お断りしておきますが、その先生は、いわゆる悪徳医者ではありません。むしろ仕事熱心、研究熱心な良心的なお医者様です。(中略)治療の対象として、子どもを見て下さる以上、自閉症とは病気なんでしょうか。病気なら早く治す方法を見出して頂きたい。(中略)先生方が一生懸命に研究なさってきた「自閉症」というのは病気なのですか。何か特別な「自閉症児」という子が存在しているのでしょうか。⁶⁾

渡部はこのような親の言葉を受け止めるために、1968年6月に国立小児病院で自閉症児昼間治療施設(デイ・ケア)を開設し、あけぼの会を組織した。しかし、2年半経つうちに「これまでの精神医学や治療者たちが本当のところなんのために「自閉症」にとりくんでいるのか、それが自閉症と呼ばれる児童にとって何をしていることだったのかという問いかけを自閉症児からつきつけられた」という⁷⁾。と同時に、この気づきは、学会に対する批判につながっていく。渡部は、1970年代より行われた児童精神医学会と日本臨床心理学会の学会改革をはじめ、学会のシンポジウム等に積極的に関わっていた。

ここで、がっこの会および渡部についての先行研究を振り返ることにしよう。がっこの会については、註4で紹介した論文で山下栄一が触れているが、この論文は同時期に行われた「障害児」の普通学校就学運動の紹介が目的とされているもので、

がっこの会の詳細な活動や理論を読み取るものではない。また、堀智久は、2014年に『障害学のアイデンティティー日本における障害者運動の歴史から』という著書を出版した。そのなかで、堀は、日本臨床心理学会における反専門職主義の一つの系譜として心理テスト批判⁸⁾をした渡部を取り上げている。さらには、渡部が中心となったがっこの会について、「関東圏での就学運動の先駆的な役割を果たしていく」と評している⁹⁾。しかし、堀の先行研究は、がっこの会の詳細な主張や活動の内容を記述したのではない。がっこの会を大きく取り扱った先行研究としては、久米裕子の「1970年代初期の関東の障害児統合教育の始まり」があげられる¹⁰⁾。この論文は、とりわけ、東京都における就学運動を取り扱ったもので、その始まりとしてがっこの会を取り上げている。論文中にがっこの会が関わった就学運動の記述があり、がっこの会を取り上げた先行研究では、最も詳細に書かれている。

以上の先行研究をふまえて、本稿は、これまで着目されてこなかったがっこの会の活動と理論を取り上げてみたい。まず、第一節では、がっこの会の活動として、高橋伊久子の解雇撤回闘争を取り上げる。先に述べたように、日本臨床心理学会の学会改革は、反専門職主義の一つの系譜として心理テスト批判に注力した。高橋伊久子の解雇撤回闘争は、心理テスト批判を代表する闘争として日本臨床心理学会で取り上げられた。本稿では、この闘争ががっこの会ではいかなる意味をもっていたのかを検討してみたい。第一節は、がっこの会の代表的な活動を示すだけでなく、次節以降におけるがっこの会の主張をより鮮明にするための導入としての意味合いを含むものである。続く、第二節、第三節では、就学時健康診断の反対と障害児は存在しないというがっこの会の二つの主な理論を、がっこの会や渡部の論稿から詳しく記述する。その上で、最終的に二つの理論がいかなる繋がりをもち、展開されていたのかを最後に考察してみたい。

1. 高橋伊久子の解雇撤回闘争

本節では、がっこの会の代表的な活動の一つであった高橋伊久子の解雇撤回闘争を取り上げよう。高橋伊久子の解雇撤回闘争（以下、三鷹闘争とする）とは、1970年11月より三鷹市の教育相談所（三鷹第

一中学校を間借りしていた）に非常勤の相談員として就学時健康診断と入級判別テストに携わっていた高橋伊久子が、三鷹市教育委員会から相談員として相応しくないと翌年3月に任期切れを理由に解雇を言い渡されたことに対する解雇撤回闘争である。東大みたか寮内に「高橋さんを支援する会」が立ち上がっていたが、がっこの会では、立ち上げ当初からこの闘争を支援し、1971年5月10日発行の『がっこ』No.4で初めて取り上げた。その後、日本臨床心理学会の学会改革の始まりとして学会改革準備会が理事会を糾弾した1971年11月の臨時総会で、現場からの問題提起の一つとして、三鷹闘争が報告された。当時の理事会の議長を務めた篠原陸治は、三鷹闘争を次の五点で位置づけている。第一に、心理テストを行う人が特殊学級の入級判別に際して子どもの選別・差別に加担していること、第二に、そのことを問題提起すると臨時職員という理由で解雇されるおそれがあること、第三に、クリニカルサイコロジスト（以下、CPとする）が孤立していて連携できていない状況にあること、第四に、現場のCPを指導するスーパーバイザーが、結局のところ、現場のCPを解雇する側の思想と共鳴してしまっていること、第五に、そのようなスーパーバイザーを含めて従来の臨床心理学がそのようなかたちで機能してきたのではないかということである¹¹⁾。この報告は、学会改革委員会を中心に日本臨床心理学会が出版した『心理テスト・その虚構と現実』（1979）においても取り上げられ、臨床心理学を現場の視点から問い直す運動の一つとして位置づけられた¹²⁾。

ただし、がっこの会の活動という側面からみれば、三鷹闘争は、入級判別に対する抵抗運動として重要な側面をもっていた。当時、入級判別は、小学校に入学するときに行われるもの（就学時入級判別）とすでに在学している子どもに対して行われるもの（在学児入級判別）の2種類が存在していたが、がっこの会ではそのどちらとも否定する立場をとっていた。その根拠は、入級判別が能力主義的な教育を下支えするとともに、そこから生み出される子どもを分けるという差別を容認するものであり、実際に行われているのは「判別」という名の「選別」であったからである。ここで、がっこの会が先鋭であったのは、当時からすでに入級判別などで科学的、客観的、実証的であるとして用いられる心理テストに対する懐疑をもっていたことである。こうし

た懷疑は、渡部や高橋などがこの会の中心的メンバーにとって、共通する問題意識であったのだろう。三鷹闘争を契機として入級判別を「選別」による差別であると主張したがこの会は、入級判別の対象を「選別」するために行われる就学時健康診断も否定していくことになる。以下では、入級判別とあわせてがこの会が反対した就学時健康診断についてみていこう。

2. 就学時健康診断に反対する

本節では、がこの会が実際の運動をする際に行っていた主張をみていこう。まずは、同時代に行われた普通学校就学運動のなかで、がこの会が最も強く主張していた就学時健康診断の反対闘争を取り上げる。

就学時健康診断は、小学校入学の前年の秋ごろに行われる健康診断で、教育委員会がその実施義務を負うことになっている。この就学時健診の結果によって振り分けが行われていたことから、同時代における就学運動は小学校入学段階で起こることが多かった。がこの会では、会が結成されたその年の10月に入級判別の問題点として取り上げられて以降、『がっこ』誌上で繰り返し特集が組まれたり、論稿が掲載されたりしている。『がっこ』誌上で初めて入級判別が取り上げられた論稿では、入級判別について次のように述べている。

就学時に健康診断と一緒に行なわれるものに、就学時入級判別というものがあります。各区、市町村の教育委員会が中心となって設ける入級判別委員会が就学年齢に達した子ども達を対象として、どの子には就学ゆうよ、免除願いを出させよう、どの子は養護学校や特殊学級にまわそう、どの子は普通学級に入れてあげようという形で、こどもを能力により選分ける作業をこう呼ぶわけです。これと同じことを、普通学級に在学している子供を対象として行なう時、それを在学時入級判別と呼びます。¹³⁾

以上からは、初期のがこの会が問題にしていたのは、就学時健康診断ではなく、入級判別を問題にしていたことが示されている。とりわけ、がこの会で特筆すべきなのは、この時点で、すでに特殊教育

そのものについての批判をはじめている点である。

普通学級の中にいて、教育効果を妨げる子どもをどうやって選び出すか。これは国家が義務教育制度をしいて以来、ずっと課題にしてきたことです。義務教育制は一方で国民教育をうたっていますから、「障害」を理由に義務教育の場からおい出していく作業はたてまえとは矛盾してくるわけです。そして国民の間に教育への期待が高まれば高まるほど（それ自体は国家の望む所なのですが）「障害」児を持つ親たちも、わが子の教育権を主張しますし、熱心な教育者もそれを推し進めます。こうした力関係の中から出てきたのが、「その子の能力に即した教育を与える」といわれる特殊教育の場なのです。（中略）問題は、親も熱心な教師も、つい、ついでいけないのは、その子のせいだと信じて疑わない所にあります。¹⁴⁾（傍点ママ）

「その子の能力に即した教育を与える」という日本の普通教育の原則そのものが、子どもを分けて差別していること、その行為が正当化されている論理を端的に明らかにしているところから、がこの会がその結成初期から、よりラディカルに批判していることを表しているだろう。『がっこ』No.8で初めて触れられた入級判別への批判は、後のNo.9以降も連続して取り上げられ、就学時健康診断に対する批判に変わっていく。がこの会が就学時健康診断の問題に気づききっかけとなったのは、がこの会に参加していた親である。彼らが口々に訴えていたのが就学時健康診断を受けると養護学級や養護学校が適当と言われ、それをすすめられるということであった。そこで、がこの会では、親たちに以下のように呼びかける。

①就学時健診という選別作業は皆で一緒になって拒否していくことを呼びかけ、皆で拒否しましょう。今直ぐは無理というのなら、

②健診を受けて、結果はどうであれ、普通学級に入りましょう。

③、①も②もとても大変だったら、

就学時健診はさぼってしまいましょう。（その後呼出しがあったらその時考えましょう）¹⁵⁾

がっこの会が始まった当初は、以上のように「さぼる」という言葉を使い、親に呼びかけているが、がっこの会の活動が展開していく中で、「法的にいっても就学時健診を受ける義務はいつさいありません。受ける受けないは個人の好みの問題です。」¹⁶⁾と、その主張を明確なものにしていき、具体的に、就学時健診を受ける学校に行き口頭で宣言したり、文書で学校長や教育委員会に伝えたりすることをすすめている。また、がっこの会では、就学時健診に対する抗議のピラまきを各地¹⁷⁾で行っていた。具体的には、就学時健診が行われる日に学校の門の前に立ち、就学時健診に反対する内容のピラを就学児やその親に配る活動であった。

以上を通してがっこの会で共有されていたのは、就学時健診とそれに続く入級判別という二重の排除に対する抵抗であり、ピラまきは大きな抵抗運動であった。同時に、それは、教育の現場に医療が入り込んでくる医療化現象に対するがっこの会の批判であった。このような批判は、近年では医療化批判と呼ばれている。とりわけ、渡部淳は、さまざまな場面での医療化批判を行っている。例えば、1980年12月に行われた第16回日本臨床心理学会総会「〈シンポⅡ〉「障害児」の早期発見・早期治療をめぐる」では司会を務めている。また、1981年11月に行われた「特集〈国際障害者年の状況〉その2 座談会：「早期発見・早期治療をめぐる」」では、出席者として参加し、医療化批判をより深めている。

がっこの会が就学時健診反対と同時に、親に訴えたことの中に、子どもの就学権を決定するのは親であるというものがある。以下、子どもの就学権についての引用である。

ここで、知ってほしいのは、特殊学級、就学猶予・就学免除等のうちから、どの方針をとるにしても、現在のところ、まだ全面的に親に決定権があるのです。これを「親権」といいます。そのため、教育委員会・学校では、処遇を一方的にすることはできません。そのために、あの手、この手で、すかしたり、なだめたりして、それでも「ウン」と言わない親には、おどしたり、困らせたりして、「特殊学級入級願ひ、就学猶予願ひ」などを書かせるのです。¹⁸⁾

ここで間違えてはいけないのは、がっこの会が主

張したのは、就学の決定権が親にあるということ(=親の就学権)であり、「障害児の教育権を実現する会」(以下、「実現する会」とする)が主張していたような学校選択権とは区別されるものであるということである。がっこの会は、親の学校選択権について以下のようにいう。

親の学校選択権という主張は、もともとこの差別別学体制を是認したところから、しかしあくまでも機械的判別や押しつけではなく、親が納得した上で選択すべきものである、という主張だと思のです。だから私たちの立場からすれば、そういう問題のたて方は全く出てこないのです。

(中略) 親の選択権などといういい方は、差別の現実がなく、どの学校も自由に選べるかのような幻想をまきちらす役割しか果たさないだろうと私たちは思っています。¹⁹⁾

がっこの会が主張していたのは、親がもつのは親権であり、学校選択権という言い方はしない。なぜなら、学校選択権という言葉には、別学体制を存在するものとして捉えていることが暗に含まれているからである。つまり、がっこの会が親の権利を主張する上で批判の対象にしていたのは、親を言いくるめて養護学校・養護学級を選択させる教育委員会や学校であり、親に対し選択させられていることに気づいてほしいという願いが含まれているのである。この点に関しては、実現する会の津田道夫と論争となり、津田は、「再び父母の学校選択権の擁護—『前衛』2月号大原論文と『福祉労働』3月号渡部発言によせて」(1979)という論文で以下のように批判している。

ここには私見では二重に問題がある。第一に、渡部氏には、憲法・教育基本法・学校教育法という法制上の建前と、政策として文部省がおしすすめている能力主義の路線を区別し、そのうえで、後者とたたかっていくためにも法律を武器として使いこなすという視点が全く欠落している。そのため全面打倒しないかぎり、父母の選択権などという主張は、幻想をふりまくことにしかならぬというのである。掛け声は勇ましいが、それでは、現実の序列主義の教育のあり

方を批判し、大衆的に是正させていくためのきっかけを遂につかみとることが出来ず、結局は機械的全否定の叫びが虚ろにひびくだけなのである。(中略)

そこで第二に渡部氏は、父母の学校選択というものを、上からしつらえられた学校なり学級なりのなかから、さて、どれを選ぶかというふうにだけ、私たちが問題を立てているかに誣るのである。だが、そんなものが権利としての学校選択でも何でもないのであるのは既述のところであきらかであろう。²⁰⁾

実現する会は、学校の実際設備や環境を考慮した上で、法律を武器として闘うことを想定したときに、「父母（本来的には本人）の学校選択権」を有効な手段として提出した。そうした文脈で、津田の指摘は、渡部が有効な手段としての学校選択権であることを踏まえていないというものだった。さらに、津田は、行政にのせられた選択があるのは事実だが、それらと実現する会の「父母（本来的には本人）の学校選択権」は「似て非なるものである」としている。こうした津田の指摘に対し、渡部は『福祉労働』7号において「再び、学校選択権について」と題して発言を寄せている。

私たちは能力や程度に応じた諸学校が選択できるとか、選択できるのはいいことだなど、さっぱり思っていないのです。なぜ選択したくなるのか、なぜそれを地域の学校に求めないのか、なぜ地域の学校を自分たちに納得のいくような学校にしていけないのかを逆に問いかけたいと思います。

養護学校義務化の問題をつきつめていくと「行政側の学校指定権」と「父母の学校選択権」の対立だとは私たちは思っていないことは今までもみて来た通りです。²¹⁾

以上からわかるように、渡部やがこの会の文脈ではやはり学校選択権という問題は出てこないのだ。渡部やがこの会の主張は、養護学校そのものを反対し、子どもは全員地域の学校へということであった。そうした中では、学校を選択する権利を主張する必要はなく、権利というのは、親が普通学校に就学させる権利一択だった。この学校選択権について

論争は、1980年の「人権と教育」第90号で津田が「三たび父母の学校選択権の擁護—『福祉労働』七号渡部淳氏の所説批判—」という論文を書いて一応の終着を迎えているが、学校選択権に関するがこの会と実現する会の主張は、一度も交わらないまま、現在に至っていると言っても過言ではないだろう。

ここまで見てきたように、がこの会の医療化批判は、学校教育のなかで最も鮮明に医療化が進んでいる就学時健診を軸に展開していった。この批判は、次にみる障害児は存在しないという主張にもつながっていった。

3. 「障害者だなんて呼ばれるのはいやです」

すでに確認したように、がこの会結成以前より、渡部自身は、自閉症について疑義をもっていた。それは、がこの会が結成されると、より確信的なものになり、自閉症児は存在しないという主張をするようになった。さらに、がこの会で出会ったある親の言葉をきっかけとして、「私たちは障害者なんていう言い方は認めません」という主張をするようになった。

「共に育ち合う」という事は、基本的には「おしっこは自分でできないけどただの子です。^障害児、などと名付けられる必要はありません」というある母親の言葉を「そうなんだ」と思うことから出発した考え方です。²²⁾

この母親からの言葉は、がこの会に関する著作に幾度となく引用されていることからがこの会の中心的な理論であったと考えられる。『知能公害』（1973）の続編として出版された『続知能公害』（1977）では、この理論の背景にある思いが示されている。具体的には、「聴覚障害者」を親にもつがこの会の参加者が、「父は、耳が聞こえないだけなんだ」と思っていたが、父親のことを「障害者」と言われたときに、「いやだ」と思ったことを紹介している。加えて、甥と父親の関係性をみて感じたことを次のように振り返る。

甥たちは、自分の意思を父との関係性の中で「指文字」や「紙に文字」を書くということで伝えようとしています。決して「障害者」なんて言っ

たりはしません。

「障害者」なんて言ったりしない彼らは「何か特別な子ども」なのでもなんでもありません。(中略) 父たちといっしょに生活していくなかで「障害者」なんて言いたてることがまったく必要がないということ、別の言葉で言えば「障害」ということが、彼らのうちにひき受けられてしまい、意味をなさないというだけのことなのです。²³⁾

おそらく、この参加者も甥も、「障害者」である父親(甥からみれば祖父)として接しているわけではなく、ただの人間・父親として出会っているのだろう。このエピソードからは、「障害」は周囲の人との関係性によって「障害」ではなくなるということが読み取れる。加えて、図らずも、この参加者は、「障害」という言葉が用いられる際に無意識に付与されるイメージについても、次のように述べている。

私たちが「障害」というとき、それは、「障害」という状態にあるものが、私たちにとって「じゃまなもの」「あってはならないもの」ないしは「ない方がよいもの」をいいます。人間という名の上に「障害」という二字をつけた場合も、基本的には「じゃまな人」「ない方がよい人」「あってはならない人」を意味するのだと思います。²⁴⁾ (傍点ママ)

以上のことは、がっこの会が障害児は存在しないといった根拠にもつながるだろう。すなわち、「障害」としてしてしまうことで、人間同士の関係性を断ち切ってしまう恐れがあることに警鐘を鳴らしているのである。

このような考え方は、がっこの会の運動を展開する上で大きな特徴となった。しかし、同時に他の団体や個人との論争を引き起こした。すなわち、第一に、1972年における『がっこ』誌上での宮崎隆太郎との論争、第二に、1975年における実現する会の津田道夫との論争²⁵⁾、第三に、1975年における心理学者である大原展郎との論争である。ここでは、第一の論争を詳しく取り上げてみよう。大阪で教員をやっていた宮崎隆太郎は、『がっこ』No.22上に以下の文章を寄せている。

「障害を持っていても、特殊な子、特別な子ではなく、ごく普通の人なのだ」という人間観に対しては、私もまったくその通りだと思えますし、現実私たちもそういう人間観でもって具体的に運動を進めてきました。(中略)

障害を持っていても普通の子もなのだから普通学級へ入れていくのだと言っても、現在の教育体制が、能力主義、テスト主義に毒され、ぼう大な内容のカリキュラムに追い回されている実態は、みなさん方も痛感されていることでしょう。(中略)

要するに、障害をもっている人でも普通の人なのだ、という人間観、だから普通教育の問題なのだ、という教育観については、あなた方と全く同じ考え方なのですが、その方法において「障害をもっている」という事実に対してはそれなりの手立てが必要だと思っています。その手立てとしては、現代の状況では「障害児学級」しかないような気がしています。²⁶⁾

「障害を持っていても、ごく普通の人」という認識を持ちながらも、現代に必要なのは「障害児学級」であるかのように投稿した宮崎に対して、(おそらくは渡部が)『がっこ』No.23上でがっこの会の理論について以下のように記している。

はじめに「障害ももっていても、特殊な子ではない、ごく普通の人間なのだ」(傍点編者)という人間観を、私たちはおかしいと思っているのです。だから宮崎さんに、そこは一緒だ、といわれると困ってしまうわけです。「障害児」「つまづきをもっている子」どんな風に言いかえても同じなのです。

簡単にいってしまえば、ごく普通の人だといいつつ、なぜ障害をもっている、といわねばならないのか、そこがどうしても私の中で落ちつかないということだけのことです。(中略)

まとめていえば、障害児とかつまづきのある子がはじめにあったのではなく、はじめにただの子があり、それを私たちの「教育」によって仕分けているのだということ、その基準は、子ども自身が、将来の労働力になるかという点と、私たち、いわゆる、つまづきのないとされている側の子どもに関わる姿勢、簡単にいえば、教

育労働の合理化という点であることを確認したいと思います。私たちはどの子どもという、イメージしきれない所を出発点において考えようとしていること、従って、宮崎さんをはじめ、多くの教育労働者と、「がっこの会」とでは、「障害はあっても」という人間観を共有しているのではないことをお伝えしたかったのです。²⁷⁾ (傍点ママ)

この引用から、がっこの会の子ども観が読み取れる。すなわち、すべての子どもは子どもでしかないのに、「教育」の名のもとに、ある尺度で子どもを測ること、その上で「障害」を付与するということは一切認められないである。そのため、すでに分けられていることが前提にある「障害を持っているも、ごく普通の人間である」という人間観は、がっこの会においては否定されている。と同時に、子どもを分ける別学体制（特殊・養護学級も含めて）はいかなるかたちであっても、認められないのであった。

以上のように、がっこの会は、「私たちは障害児なんていう言い方は認めません」という主張を一貫して続けていく。こうしたがっこの会の考え方をあえて現代の枠組みで捉え直すならば、本質主義批判に近いといえるだろう。本質主義批判は、あるものの構成が一つまたは複数の要素から成り立つという本質主義を批判する考え方である。がっこの会の場合、障害という要素のみで子どもが認識され判断されることに対する抵抗や批判を展開することによって本質主義批判の一つのあり方をなしていた。

まとめに代えて

本稿では、がっこの会の活動とその理論を、会の中心であった渡部淳の理論を合わせて明らかにしてきた。これまでみてきたように、がっこの会は、入級判別と就学時健康診断に対する抵抗として三鷹闘争に注力していた。同時に、三鷹闘争は、同時代における日本臨床心理学会の学会改革において、心理テスト批判の代表例としても位置づけられていた。また、三鷹闘争は、入級判別と就学時健康診断に反対したことと障害児は存在しないというがっこの会の大きな二つの理論につながっていった。この二つを言い続けてきたことは、同時代における他の運動と比較しても大きな特徴であった。このような理論

は、前者は医療化批判、後者は本質主義批判として考察することができるだろう。

がっこの会は、現在も自主通信『がっこ』を発行し、世田谷区で相談活動を続けているが、その活動状況は全盛期と比較すると縮小傾向にある。がっこの会の中心にいた渡部は、2015年に行われたインタビュー調査で次のように語っている。

(学校に)行って卒業した人をカバーできるだけの力があれば引き受けられるんだけど、それだけの力がないんです。頑張っ行ってこう、行こうという所が精いっぱい。だからそれは申し訳ないと思うんだけど、力がないです。²⁸⁾

がっこの会は、就学時健康診断の反対や障害児は存在しないという主張をもとに、1970年代における就学運動の先駆けであったものの、渡部自身が語っている学校に入った後のカバーができないという弱さは認めざるを得ないだろう。実際に、当時の例会における親の語りでも、その弱さが指摘されていたことが『がっこ』誌上で紹介されている。

「『がっこの会』が当初からかかかってきているスローガン、アピールはその通りだと思う。ただ感じとしては、なにかスローガンの正しさと現実との間をうめる運動が欠けているような気がする。親としては、何とか学校に入れよう、子どもの生活の場を確保しようということでは、夢中で頑張れる。たとえば、学校に入れてしまった後で起こってくる沢山の問題についてももっと取り組んでいって欲しい。学校に行こう、普通学級に入れよう、と云う声だけが大きく聞こえてくるが、その後の問題がどうなっているのか。皆さんがどう考えて、どう取りくもうとしているのかが分からない。²⁹⁾

これは、実現する会の津田道夫からの指摘にもあったように、がっこの会が実際の学校生活における具体的な指針を示すに至らなかったことを指摘している。がっこの会がその主張の先にみていたものは、がっこ（学校）の問い直しという大きなテーマだった。ゆえに、目の前の子どもの教育内容や教育方法をどのようにしていくべきなのかということについて、必ずしもフォローできていたわけではな

かった。この方針の違いが、同時代において実際の子どもの教育方法や教育内容を検討することに焦点を当てていた実現する会との深い対立につながったのだろう。

しかしながら、がっこの会において浮かび上がる運動の強さは、次のようなことであった。すなわち、がっこの会で大切にされていた自主通信『がっこ』の存在である。当時の民間教育運動では各団体で自主通信を発行していたことがよく知られているが、がっこの会においても自主通信『がっこ』の存在が大きかったことを指摘したい。『がっこ』は、特別な事情がない限り、毎月一回、がっこの会の参加者に送られていた。自主通信を『がっこ』と名付けた由来について、『がっこ』No.1で次のように記されている。

子供たちは舌足らず「がっこへいく」といいます。子供にとって「がっこ」はお兄ちゃんお姉ちゃん達の行く「いいところ」自分も大きくなったら「当然いく所」「お友達がみんないく所」のものようです。「がっこ」とは何なのか、そこでどんないいことがありうるのか、大人ももう一度、子供に立ち戻って考えてみたいと思って愛称にしました。³⁰⁾

これまでみてきたように、がっこの会は必ずしも子どもの就学運動を中心にしていたとは言えないものの、子どもが言う「がっこ」を大切にしていたことが伺える。自主通信『がっこ』は、結成初期こそ、渡部を中心とした事務局の考え方を広める役割を担っていたものの、だんだんと三鷹闘争の報告やがっこの会の例会の報告、参加者からのお便りの紹介、各地で広がっている就学運動の紹介等、多様な話題がその紙面を彩っていくようになる。まさに、自主通信『がっこ』は、自分の状況を投稿することで参加者同士の交流の場としての役割も担っていたのである。現代のように容易に他者とつながる手段が限られていた時代のなかで、在宅で、しかも多くの場合、母親一人で子どもと過ごしていたことを思い返してみると、親にとっての『がっこ』の存在は大きな位置を占めていたと推測される。がっこの会は、年会費を事務局に納めれば誰でもが会員資格を得られ、『がっこ』の投稿者になることができた。そうしたなかでは子どもを通じた親の社会参加の場

として『がっこ』が位置づけられるのではないだろうか。がっこの会が現在に続くまで長く通称で認識され続けていることからしても、『がっこ』の存在ががっこの会の核になっていたことを付言しておきたい。

最後に、がっこの会の主張から現在の問題に対して示唆的に引き受けられることを考えてみたい。まず、渡部が指摘した専門家幻想、それをもとにがっこの会で深められた教育の医療化現象は、近年、発達障害児に関するテーマで検討されている医療化批判に極めて近い視点である³¹⁾。がっこの会がこうした視点を早くから有していたのは、学校に障害児の教育権保障を求めると、最初にある障壁が就学時健康診断だったからである。とりわけ、がっこの会が示唆的であったのは、就学時健康診断を反対することにとどまるのではなく、それに重ねて、障害児は存在しないという本質主義批判をしたところにある。二つの批判を同時にすることで、障害児の教育のあり方を新たに提起しようとした。以上のような視点を1970年代より活動していたがっこの会がすでに展開していたことは、特筆すべき点であると同時に、現在構想されているインクルーシブ教育を問い直す上で大切な視座の一つであるといえる。つまり、障害の診断を経て「障害児」とすることで、いわゆる「健常児」と区別した後に行う交流教育は、果たして共生社会の実現に寄与するのかということである。障害の診断に重きを置かず、ありのままの子どもを捉えようとした渡部やがっこの会の活動は、行動科学主義に傾倒しつつある現在の学校教育が見落としてきたものを照らし出す契機を与えている。

注

- 1) 「教育を考える会」は、自主通信『がっこ』を毎月発行していることから、1971年7月より通称「がっこの会」と呼ばれている。現在も『がっこ』の発行は続けられている。
- 2) 1935年東京都生まれ。新潟大学を卒業後、東京大学教育学部心理学科に3年時編入。大学院まで進学し、1965年に国立小児病院精神科に属する心理検査室に心理療法士として就職する。
- 3) 初出：教育を考える会「これまでの経過〈ワタシタチノマヨイノアトデース!〉」『がっこ』No.1、1971年/再掲：渡部淳『反教育シリーズⅥ 知能公害』現代書館、1973

- 年、107頁
- 4) 山下栄一「『障害児』の普通学校就学運動—その経過と意義をめぐって—」『研究双書第60冊社会的コミュニケーションの研究(2)』関西大学経済・政治研究所、1986年、67-68頁
 - 5) 高岡健『自閉症論の原点—定型発達者との分断線を超える』雲母書房、2007年、84-85頁
 - 6) 渡部、前掲書、41-48頁
 - 7) 渡部、前掲書、50頁
 - 8) 日本臨床心理学会の学会改革は、がっこの会のみならず、同時代の普通学校就学運動を理論的に支えた。詳細は、堀智久『障害学のアイデンティティー日本における障害者運動の歴史から』生活書院、2014年の第4章、第5章を参照してほしい。
 - 9) 堀智久『障害学のアイデンティティー日本における障害者運動の歴史から』生活書院、2014年、118頁
 - 10) 久米裕子「1970年代初期の関東の障害児統合教育の始まり」『教育基礎学研究』第14巻、2017年、109-117頁
 - 11) 篠原睦治「日本臨床心理学会臨時総会経過記録」『臨床心理学研究』第10巻第1号、日本臨床心理学会改革委員会、1972年、19頁
 - 12) 日本臨床心理学会編「第一章 判定業務の中の心理テスト—テスト批判の出発」『心理テスト・その虚構と現実』現代書館、1979年、17-22頁
 - 13) 教育を考える会「入級判別の問題点—在学児を中心に」『がっこ』No.8、1971年
 - 14) 同上
 - 15) 初出：教育を考える会「入級判別—就学児に関して—」『がっこ』No.10、1971年/再掲：渡部、前掲書、86頁
 - 16) 渡部淳「就学時健康診断について」『福祉労働』創刊号、現代書館、1978年、91頁
 - 17) 三鷹市、世田谷区、大田区、墨田区の全校、調布市や川越市の一部など。
 - 18) 初出：教育を考える会「入級判別—就学児に関して—」『がっこ』No.10、1971年/再掲：渡部、前掲書、85頁
 - 19) 渡部淳「親の選択権の主張は是か非か」『福祉労働』3号、現代書館、1979年、138-139頁
 - 20) 津田道夫「再び父母の学校選択権の擁護—『前衛』2月号大原論文と『福祉労働』3月号渡部発言によせて」『障害者教育研究』5号、現代ジャーナリズム出版会、1979年、43-44頁
 - 21) 渡部淳「再び、学校選択権について」『福祉労働』7号、現代書館、1980年、87頁
 - 22) 渡部、前掲書、II
 - 23) がっこの会編『反教育シリーズXVIII 続知能公害』現代書館、1977年、13頁
 - 24) 同上、14頁
 - 25) 津田は1973年に出版された『知能公害』と渡部が書いた「一般教育と特殊教育—理念を求めて」という論文に対して、「障害者の教育権実現の二つの道」(1975)で、「がっこの会」と渡部を批判している。それに対し、「がっこの会」は、1977年に出版された『続知能公害』で再批判を行った。
 - 26) 初出：宮崎隆太郎「〈おたより〉」『がっこ』No.22、1972年/再掲：渡部、前掲書、149-154頁
 - 27) 渡部、前掲書、1973年、157-159頁
 - 28) 「障害児は存在しない—がっこの会と共に歩んだ50年」『「障害児」の普通学校・普通学級就学運動の証言—1979年養護学校義務化反対闘争とその後—』東京大学大学院教育学研究科小国ゼミ、2017年、48頁
 - 29) 教育を考える会「6月例会報告」『がっこ』No.18、1972年
 - 30) 教育を考える会「会報の愛称〈求ム、モットヨイ名、求ム発言・原稿〉」『がっこ』No.1、1971年
 - 31) 木村祐子『発達障害支援の社会学—医療化と実践家の解釈』東信堂、2015年